

SBI-PIMCO 世界債券アクティブファンド(DC)

追加型投信／海外／債券

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券・一般))	年1回	グローバル (日本を除く)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- ・本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・この目論見書により行う「SBI-PIMCO 世界債券アクティブファンド(DC)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年9月14日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2018年9月30日に発生しております。

委託会社[ファンドの運用の指図等を行います。]

SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第2912号

設立年月日:2015年12月7日

資本金:150百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:282,099百万円

(2018年7月末現在)

↓照会先



番号はおかけ間違いのないようご注意ください

03-6229-0147

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)



ホームページの閲覧はこちら

<http://www.sbibim.co.jp/>



受託会社[ファンド財産の保管・管理等を行います。]

三井住友信託銀行株式会社

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、左記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法(平成18年法律第108号)によって受託会社において分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 世界の債券・通貨などに投資を行い、安定的な収益の確保と信託財産の成長を目指します

- ・ 先進国と新興国の投資割合を原則7:3に保つことで、安定した収益獲得を目指します。
- ・ ファundamentals分析などに基づき、投資国の選定や投資比率をアクティブに決定します。
- ・ 原則として為替ヘッジは行いません。

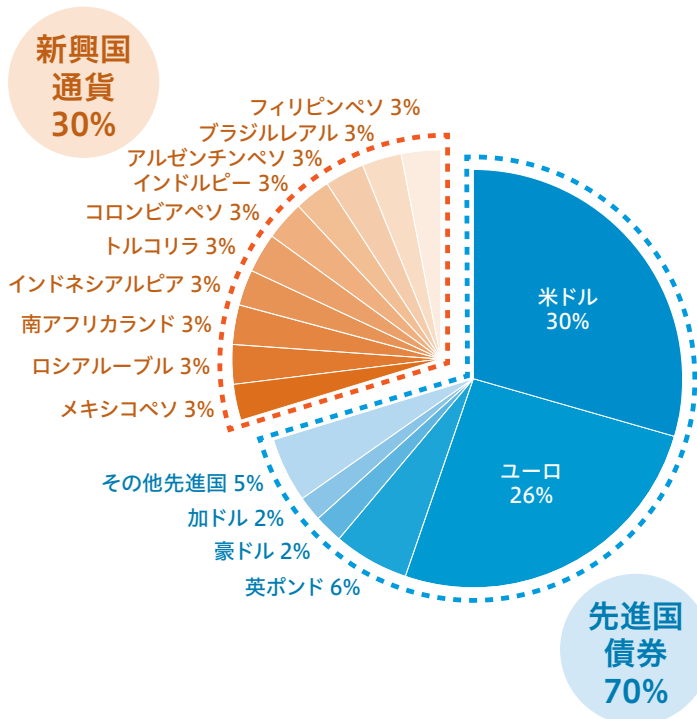
※実際の投資は、投資対象ファンドである「PIMCOバミューダ・グローバル・ボンド・エクス・ジャパン・ファンド・クラスS(円)」(先進国債券)および「PIMCOバミューダ・エマージング・カレンシー・ハイインカム・ファンド・クラスS(円)」(新興国通貨)への投資を通じて行います。

2 先進国の安定性と新興国の成長性を融合した債券戦略です

PIMCO世界債券アクティブ戦略の概要

- ・ 当戦略は、PIMCOグローバル債券戦略(先進国債券戦略)、PIMCOエマージング高金利通貨戦略に原則7:3の割合で投資する世界債券アクティブ戦略です。
- ・ 先進国債券から安定的なインカムを獲得しつつ、新興国の中長期的な経済成長トレンドを新興国通貨を通じて享受することを目指します。

【戦略の通貨エクスポージャー*】



【ポートフォリオ特性*】

	グローバル債券戦略 (A)	エマージング高金利通貨戦略 (B)	PIMCO世界債券アクティブ戦略*
平均最終利回り	2.74%	11.29%	5.31%
デュレーション	5.74年	0.03年	4.03年
平均格付け	A	BB	BBB

グローバル債券戦略：PIMCOバミューダ・グローバル・ボンド・エクス・ジャパン・ファンド・クラスS(円)

エマージング高金利通貨戦略：PIMCOバミューダ・エマージング・カレンシー・ハイインカム・ファンド・クラスS(円)

※2018年5月時点
出所：PIMCO

*先進国債券、新興国債券を7:3の割合で投資の想定

※過去の実績は将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。見直し及び意見は予告なく変更となることがあります。

ファンドの目的・特色

3 債券運用で定評のあるピムコの運用力を活用し、安定した収益の獲得を目指します

- ・ 投資する外国投資信託においては、ピムコ(PIMCO:パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)が運用を行います。
- ・ 当ファンドは、外国投資信託証券の運用の指図権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。同社は、ピムコの日本拠点です。

※資金動向、市場変動等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

《投資対象ファンドの概要》

●先進国債券：PIMCOグローバル債券戦略

名 称	PIMCOバミューダ・グローバル・ボンド・エクス・ジャパン・ファンド・クラスS (円)
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス(除く日本)円ベース
投資対象	日本を除く先進国の国債・モーゲージ債・社債等を主要投資対象とします。
投資方針	・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ/円ベース)をベンチマークとし、先進国の国債以外にもモーゲージ債、社債、新興国債券等に投資対象を広げることにより、世界の債券市場に幅広く分散投資を行います。 ・ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
主な投資制限	・ 通常時においては、平均デュレーションはベンチマーク±2年とします。 ・ 通常時においては、純資産総額の65%以上を、日本を除く3カ国以上の債券等に投資します。 ・ 新興国の発行体への投資は、総資産の10%以下とします。 ・ 債券の格付は主にBBB格相当以上としますが、総資産の10%以下の範囲でBB格相当もしくはB格相当の債券にも投資を行います。 ・ ソブリン以外の同一発行体への投資は、総資産の10%以下とします。 ・ 短期金融市場証券の格付は、A-2/P-2格相当以上とします。

※PIMCOグローバル債券戦略：2005年10月よりPIMCOが運用するバミューダ籍個別口座

●新興国通貨：PIMCOエマージング高金利通貨戦略

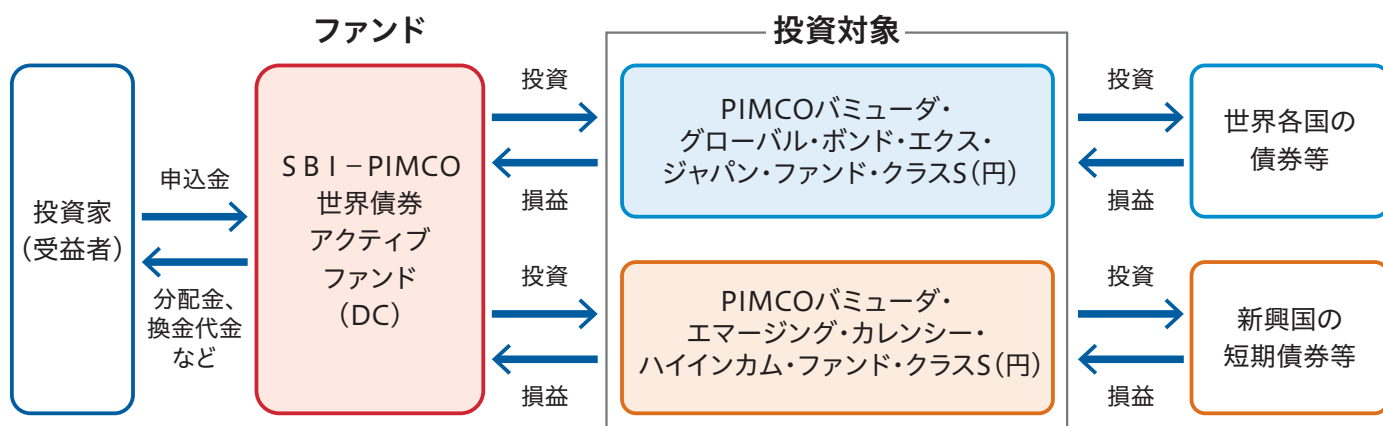
名 称	PIMCOバミューダ・エマージング・カレンシー・ハイインカム・ファンド・クラスS (円)
ベンチマーク	なし
投資対象	通常、純資産総額の60%以上を、新興国(過去5年連続で高所得のOECD諸国として世界銀行に分類されている国以外の国。以下同じ。)の債券、通貨およびそれらの派生商品に分散投資を行ないます。派生商品は、先渡取引もしくはオプション取引、先物取引、スワップ取引などに投資します。
投資方針	・ 新興国の債券、通貨などに投資を行い、安定的な利子収入の確保とトータルリターンを最大化を目指します。 ・ 新興国投資の相対的なリスクや期待リターンの水準により、一部、為替ヘッジを行ったり、新興国以外の債券や通貨などに投資することがあります。
主な投資制限	・ 通常、純資産総額の60%以上を、新興国の債券、通貨およびそれらの派生商品に投資します。 ・ ファンドの平均デュレーションは、原則として、0～3年の範囲を超えないものとします。

※PIMCOエマージング高金利通貨戦略：2008年4月よりPIMCOが運用するバミューダ籍個別口座

ファンドの目的・特色

《ファンドの仕組み》

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資家の皆さまからお預かりした資金を他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



《運用プロセス》

ポートフォリオ構築プロセス

当ファンドは、基本配分比率*に基づき、投資対象ファンドを組入れます。ただし、値動き等によって資産配分比率が一定以上乖離した場合はリバランスを行います。

ポートフォリオ構築

基本配分比率に従って投資対象ファンドを組入れ

リバランス実施

資産配分比率が基本配分比率から一定以上乖離した場合、リバランスを実施

*基本配分比率:「PIMCO Parametric Global Bond Ex-Japan Fund Class S (JPY)」と「PIMCO Parametric Emerging Currency High Income Fund Class S (JPY)」の組入比率を原則7:3とします。

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

《主な投資制限》

- ・ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ・ デリバティブの直接利用は行いません。
- ・ 株式への直接投資は行いません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

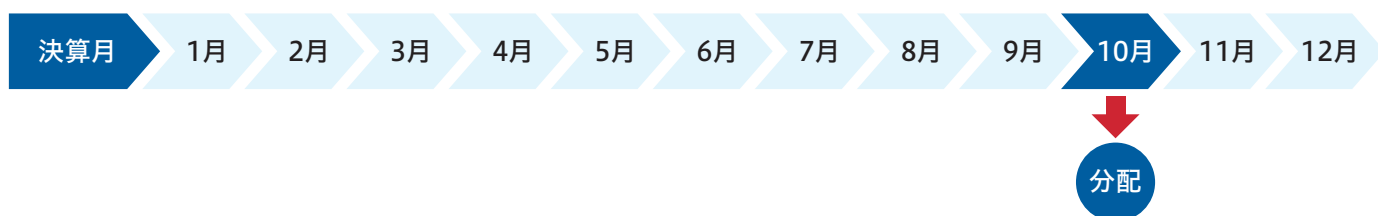
ファンドの目的・特色

《分配方針》

毎決算時(年1回、毎年10月3日。休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲
経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 分配対象額についての分配方針
委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ・ 留保益の運用方針
収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※詳しくは販売会社までお問い合わせください。



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外貨建資産含む)を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた損失および利益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。当ファンドの基準価額の変動要因は以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨資産について、当該外貨の為替レートが円高に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	公社債の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します。したがって、金利が上昇した場合には、基準価額の下落要因となります。
信用リスク (デフォルト・リスク)	一般に発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはそれが予想される場合には、当該公社債および株式等の価格が大幅に下落し、ファンドの基準価額の下落要因となります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難になることがあります。
流動性リスク	組入資産の市場規模や取引量が少ない状況において、直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、ファンドの基準価額の下落要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・ 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

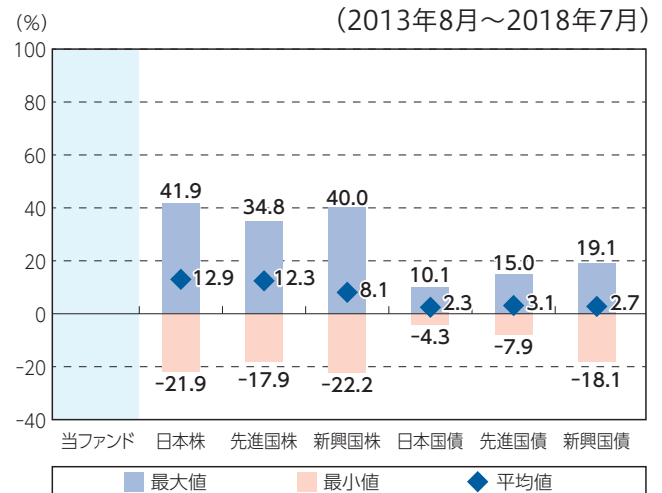
投資リスク

《参考情報》

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

当ファンドは、2018年10月4日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※「当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ただし、当ファンドの運用は、2018年10月4日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

《代表的な資産クラスの指数》

- 日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株……S&P先進国総合指数(除く日本、配当込み、円ベース)
- 新興国株……S&P新興国総合指数(配当込み、円ベース)
- 日本国債……FTSE日本国債インデックス
- 先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債……FTSE新興国市場国債(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

《著作権等について》

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は(株東京証券取引所)が有しています。なお、本商品は、(株東京証券取引所)により提供、保証又は販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

S&P先進国総合指数(除く日本、配当込み、円ベース)は、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、S&P先進国総合指数の出典はブルームバーグです。

S&P新興国総合指数(配当込み、円ベース)は、S&P新興国総合指数(配当込み、USドルベース)を円換算したものです。世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、S&P新興国総合指数の出典はブルームバーグです。

FTSE日本国債インデックス、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、および、FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCまたはその関連会社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

運用実績

当ファンドは、2018年10月4日より運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※運用実績については、別途運用レポートを開示する予定であり、表紙に記載の委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1円以上1円単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込日：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からのお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合には、購入・換金の受付を行いません。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	当初申込日：2018年10月3日(水曜日) 継続申込期間：2018年10月4日(木曜日)より2019年12月27日(金曜日)まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限(設定日：2018年10月4日)
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・ファンドの受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき また、ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。
決算日	毎年10月3日(休業日の場合は翌営業日)※初回決算は2019年10月3日です。
収益分配	毎決算時(年1回、毎年10月3日。休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※収益分配金は原則として、自動的に再投資されます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	当初申込日：1,000億円 継続申込期間：5,000億円
公告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運用報告書	毎年10月の決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社より交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。
購入の取扱い	確定拠出年金制度を利用する場合の購入のお申込みに限り取扱います。

手続・手数料等

ファンドの費用

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	かかりません。	—
信託財産留保額	かかりません。	—

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に年0.81432% (税抜:年0.754%) を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。当該報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。			
	運用管理費用 (信託報酬)	年0.81432% (税抜:年0.754%)	信託報酬 = 保有期間中の日々の純資産総額×信託報酬率(年率)	
	内 訳	委託会社	年0.62532% (税抜:年0.579%)	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
		販売会社	年0.1620% (税抜:年0.150%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
		受託会社	年0.0270% (税抜:年0.025%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象ファンド	かかりません。	—		
実質的な負担	年0.81432% (税抜:年0.754%)	—		
その他の費用 及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。			

* 運用の指図権限の委託先であるピムコジャパンリミテッドが受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年10月および信託終了のときにピムコジャパンリミテッドに支払われるものとし、その報酬額は、信託財産に属する外国投資信託受益証券の日々の時価総額に、年0.45%以内の率を乗じて得た額とします。

※当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税 [*] 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税 [*] 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

・ 上記は、2018年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益(個別元本超過額)については、所得税及び地方税は非課税となっております。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

memo

A series of horizontal dashed lines for writing.

 *Bond Investment Management*